

意見書

平成22年11月22日

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

〒100-8439 東京都千代田区有楽町1-9-3

株式会社 ニッポン放送

代表取締役社長 村山 創太郎

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する
考え方等」に関し、別添のとおり意見を提出します。

携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る 制度整備に関する考え方等についての、(株)ニッポン放送の意見

該当箇所	意見
<p>1. 携帯端末向けマルチメディア放送において実現するサービス (3) アについて</p>	<p>新しいサービスとして、限定されたソフトウェアやアプリケーションに向けた放送もあり得るところから、とくにソフトウェア、アプリケーションについて、多様なサービスの可能性を否定することなく、さまざまなサービスを可能とするよう、柔軟な対応を望みたい。</p>
<p>同 (3) ウについて</p>	<p>蓄積型放送については、内容、利用方法を考慮し、ある程度まとまった受信者数が見込めるコンテンツについては、一部の者に向けた内容であっても審査基準において劣後しない等、従来の放送の概念にとらわれることのない審査基準の対応がおこなわれるよう望みたい。</p>
<p>同 (3) エについて</p>	<p>CAS、DRMを含むプラットフォーム機能については、委託放送事業者間で自主的に決めるのが望ましい。</p>

該当箇所	意見
<p>2. 委託して行わせる 放送に係る周波数の 割当て</p> <p>(4) ア. イ. ウ. エ について</p>	<p>マルチメディア放送全体の発展に貢献する事業者へ、より多くの帯域を割り当てるのが妥当である。従い、全周波数帯域幅の1/3というような制限は設けるべきでないと考える。また事業者毎の戦略、ビジネスモデルが異なるので、あらかじめセグメント数を決める案は、マルチメディア放送市場の発展のために避けるべきと考える。「リアルタイムのみ」「蓄積放送のみ」「リアルタイム、蓄積の組み合わせのみ」といった枠も、当初より設定しないほうがよいものとする。</p>

該当箇所	意見
<p>3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性</p> <p>(4) アについて</p>	<p>ユーザーがきちんとサービスを享受できるよう、提供形態、提供条件等、対応を検討しておくことが望ましい。</p>
<p>同 (4) イについて</p>	<p>ISDB-Tmmフォーラム等で共通の基盤等を定め、その内容に通信事業者が歩調を合わせる形が望ましい。</p> <p>委託事業者毎に異なる部分については、できるだけユーザーが使い易く、混乱が生じないような形をとることが望ましい。</p>
<p>同 (4) ウについて</p>	<p>通信事業者と委託放送事業者との間で、ビジネスベースで扱われることが望ましい。</p>

該当箇所	意見
<p>4. 認定手続きの回数や方法 (2) アについて</p>	<p>サービスの早期立ち上げの観点から、全事業者が同時に認定を受けるのが望ましいが、すべての割当てに至らなかった場合、2回目の認定手続きを行うのは致し方ないとする。</p>
<p>同 (2) イについて</p>	<p>EPG・ECGについては、13セグメント部分の割当てを受けた事業者が、その一部で提供することが適切であるとする。</p>
<p>5. その他制度整備及び審査に当たっての要望等</p>	<p>マルチメディア放送全体の発展に貢献する事業者に多くを割り当てるのが望ましい。</p> <p>また、サービス開始時期の遅延を防ぐため、申請から認定までの手続きを早く行うべきであるとする。</p>